

著作権法施行規則

| | |
|--------------------------------|----------------------------------|
| 他法改正 1990.03.29 文化部令 第 2 号 | 他法改正 2008.03.06 文化体育観光部令 第 1 号 |
| 一部改正 1994.07.01 文化体育部令 第 13 号 | 一部改正 2009.07.24 文化体育観光部令 第 37 号 |
| 一部改正 1996.07.02 文化体育部令 第 27 号 | 一部改正 2011.12.02 文化体育観光部令 第 96 号 |
| 一部改正 1999.01.29 文化観光部令 第 15 号 | 一部改正 2012.04.05 文化体育観光部令 第 112 号 |
| 一部改正 2000.08.31 文化観光部令 第 43 号 | 一部改正 2012.10.18 文化体育観光部令 第 134 号 |
| 一部改正 2003.07.14 文化観光部令 第 78 号 | 他法改正 2015.12.30 文化体育観光部令 第 235 号 |
| 一部改正 2006.02.01 文化観光部令 第 131 号 | 一部改正 2016.11.08 文化体育観光部令 第 274 号 |
| 他法改正 2006.10.26 文化観光部令 第 146 号 | |
| 全文改正 2007.06.29 文化観光部令 第 166 号 | |

第1条(目的) この規則は、「著作権法」及び同法施行令で委任された事項とその施行に必要な事項を定めることを目的とする。

第2条(専門体育施設の種類) 「著作権法施行令」(以下“令”という。)第 11 条第 3 号で“文化体育観光部令で定める専門体育施設”とは、「体育施設の設置・利用に関する法律施行規則」別表 1 第 1 号の施設種類のうち総合運動場及び体育館と同表第 2 号の施設種類のうち運動場及び体育館をいう。

第3条(公告の内容) 令第 18 条第 1 項第 3 号各目の他の部分及び第 2 項第 3 号で“文化体育観光部令で定める事項”は、次の各号の通りである。

1. 著作財産権者を探すという旨
2. 著作財産権者の氏名または名称、住所または居所等(わからない場合に限る。)
3. 著作物の題号
4. 公表時に表示された著作財産権者の氏名(実名または異名)
5. 著作物を発行または公表した者
6. 著作物の利用目的
7. 複製物の表示事件等の資料(可能な場合に限る。)
8. 公告者及び連絡先

第4条(著作物等の利用承認申請書) 令第 19 条により承認を受けようとする者は、別紙第 1 号書式による利用承認申請書に次の各号の書類を添付して文化体育観光部長官に提出しなければならない。

1. 別紙第 2 号書式による利用承認申請明細書(著作物・実演・音盤・放送・データベースの形態及び内容が明確でない場合にはその見本・図面または写真等を添付しなければならない。)
2. 補償金額算定内訳書

3. 該当著作物等が公表されたことを明らかにできる書類
4. 著作財産権者・著作隣接権者またはデータベース制作者若しくは彼の居所がわからないことを明らかにできる書類(上の事由で承認申請する場合に限る。)
5. 協議に関する経過書類(協議が成立されず承認申請する場合に限る。)
6. 該当音盤が韓国で販売され 3 年が経過したことを明らかにできる書類(「著作権法」(以下“法”という。)第 52 条及び法第 89 条により承認申請する場合に限る。)

第 5 条(補償金供託の公告) 令第 23 条第 4 項により供託事実を公告しようとする者は、次の各号の事項を「新聞等の振興に関する法律」第 9 条第 1 項により普及地域を全国として登録した一般日刊新聞に載せたり文化体育観光部のインターネットホームページ令第 73 条第 2 項による権利者が不明な著作物等の権利者探し情報システム(以下“権利者探し情報システム”という)に掲示しなければならない。

1. 著作物の題号(題号がない場合にはその内容を要約記載しなければならない。)
2. 著作者及び著作財産権者の氏名(著作者及び著作財産権者がわからない場合にはその旨を記載しなければならない。)
3. 著作物利用の内容
4. 供託金額
5. 供託所の名称及び所在地
6. 供託根拠
7. 著作物利用者の住所・氏名

第 6 条(登録申請書) ①令第 26 条第 1 項により著作権、法第 57 条による排他的発行権(以下“排他的発行権”といふ)、法第 63 条による出版権(以下“出版権”といふ)、法第 90 条及び第 98 条で準用する著作隣接権及び著作隣接権の排他的発行権、データベース制作者の権利及びデータベース製作者の権利の排他発行権を登録しようとする者は、次の各号による登録申請書と明細書を提出しなければならない。

1. 著作権等の登録
 - イ. 著作権の登録:別紙第 3 号書式の著作権登録申請書[コンピュータープログラム著作物(以下“プログラム”という)の場合、別紙第 3 号の 2 書式のプログラム登録申請書]と別紙第 4 号書式の著作権登録申請明細書(プログラムの場合、別紙第 4 号の 2 書式のプログラム登録申請明細書)
 - ロ. 削除<2009.7.24>
 - ハ. 著作隣接権の登録:別紙第 7 号書式の著作隣接権登録申請書と別紙第 8 号書式の著作隣接権(実演)登録申請明細書、別紙第 9 号書式の著作隣接権(音盤)登録申請明細書又は別紙第 10 号書式の著作隣接権(放送)登録申請明細書
 - ニ. データベース制作者の権利の登録:別紙第 11 号書式のデータベース制作者権利登録申請書と別紙第 12 号書式のデータベース制作者権利登録申請明細書
2. 権利変動等の登録
 - イ. プログラムの著作財産権を除いた著作財産権、排他的発行権及び出版権の権利変動等の登録:別紙第 5 号書式による登録申請書と別紙第 6 号書式による登録申請明細書
 - ロ. プログラム著作財産権の排他的発行権を含むプログラムの著作財産権又はその権利変動等を登録した場合、その権利変動等の登録:別紙第 5 号の 2 書式による登録申請書

- ハ. プログラム著作財産権の排他的発行権の著作財産権または権利変動等を登録していない場合その権利変動等の登録:別紙第4号の2書式によるプログラム登録申請明細書と別紙第5号の2書式による登録申請書
- 二. 著作隣接権及び著作隣接権の排他的発行権の権利変動等の登録:別紙第13号書式による登録申請書と別紙第14号書式の著作隣接権(実演)及び著作隣接権(実演)の排他的発行権変動登録申請明細書、別紙第15号書式の著作隣接権(音盤)及び著作隣接権(音盤)の排他的発行権変動登録申請明細書又は別紙第16号書式の著作隣接権(放送)変動登録申請明細書
- ホ. データベース製作者の権利及びデータベース製作者の権利の排他的発行権の権利変動等の登録:別紙第17号書式による登録申請書と別紙第18号書式のデータベース製作者の権利及びデータベース製作者の権利の排他的発行権変動登録申請明細書

②第1項による登録申請書には、次の各号の書類等を添付しなければならない。

1. 登録と関連した複製物若しくはその内容がわかる図面・写真等の書類または電子的記録媒体
 2. 登録事由を証明する書類(登録内容に対し証明が必要な場合に限る。)
 3. 著作者・著作隣接権者・データベース制作者・相続人・登録権利者または登録義務者が2人以上の場合には別紙第19号書式による目録
 4. 著作物・著作隣接物・データベースを大量に登録する場合には別紙第20号書式による目録
 5. 登録原因に対し第三者の同意または許諾を要する場合にはこれを証明する書類
 6. 登録権利者・登録義務者であることを証明する書類(代理人が登録を申請する場合には、代理人であることを証明する書類を含む)
 7. 登録義務者の承諾書(令第26条第2項但し書きにより登録権利者だけで申請する場合に限る。)
 8. 「国民基礎生活保障法」第7条第1項第1号による生計給与または同じ項第3号による医療給与の受給者の場合には同じ法施行規則別紙第3号の2書式による受給者証明書
- ③第2項第1号にもかかわらず、プログラムの場合にはプログラム複製物を収録した電子的記録媒体1部を提出しなければならない。<本条新設 2009.7.24>
- ④第3項によりプログラムの複製物を提出するときに、プログラム内容の一部だけで創作事実を立証することができる場合には、一部を抜粋して提出することができる。この場合、コンピューターにより変換される前のプログラム言語で表示されたものを提出しなければならない。<本条新設 2009.7.24>

第6条の2(複製物の管理と複製等) ①法第112条による韓国著作権(以下“委員会”という)は、第6条第2項及び第3項により提出された複製物を、秘密が維持されるように専用保管場所に保管して必要な保安措置をしなければならない。

②第1項により提出された複製物がプログラムの場合には、封函しなければならない。ただし、令第35条により電算情報処理システムによって複製物が処理される場合には、秘密を維持することができる技術的措置で封函に代えることができる。

③委員会は、登録されたプログラムの滅失・毀損等に備えるために必要な場合には、第2項により封函されたプログラムの複製物を一時的に開封りして別途の媒体に複製することができる。この場合、複製した後には遅滞なく再び封函しなければならない。

④委員会は、著作権者や著作権者の同意を得た第三者が第6条第2項第1号及び第6条第3項により提出された複製物の複製を要求する場合、これを複製することができる。

第7条(著作権登録簿等) 令第27条第2項による著作権登録簿(プログラムの場合プログラム登録簿をいう)。法第90条及び法第98条で準用する著作隣接権登録簿及びデータベース制作者の権利の登録簿は、次の各号による。

1. 著作権登録簿:別紙第21号書式
2. プログラム登録簿:別紙第21号の2書式
3. <削除>2011.12.2
4. 著作隣接権登録簿:別紙第23号書式
5. データベース制作者権利登録簿:別紙第24号書式

第8条(登録証) ①委員長は、令第28条第1項により著作権、排他的発行権、出版権、法第90条及び第98条で準用する著作隣接権及び著作隣接権の排他的発行権、データベース制作者の権利及びデータベース制作者の権利の排他的発行権、データベース制作者の権利及びデータベース制作者の権利の排他的発行権の登録をした場合には、次の各号の登録証を登録申請人に発給しなければならない。

1. 著作権を登録した場合:別紙第25号書式による著作権登録証
1の2. <削除>2016.11.8
 2. <削除>2011.12.2
 3. 著作隣接権を登録した場合:別紙第27号書式による著作隣接権登録証
 4. データベース制作者権利を登録した場合:別紙第28号書式によるデータベース制作者権利登録証
 5. 著作財産権、排他的発行権及び出版権の権利変動等を登録した場合:別紙第29号書式による著作権権利変動登録証
5の2. <削除>2016.11.8
 6. 著作隣接権及び著作隣接権の排他的発行権の権利変動等を登録した場合:別紙第30号書式による著作隣接権権利変動登録証
 7. データベース制作者権の権利及びデータベース制作者の権利の排他的発行権の権利変動等を登録した場合:別紙第31号書式によるデータベース制作者権利変動登録証
- ②令第28条第2項により登録証の再発給を受けようとする者は、別紙第32号書式による申請書に登録権利者であることを確認することができる書類及び代理人であることを証明する書類(代理人が申請する場合に限る。)を添付して提出しなければならない。
- ③委員会は登録権利者が英文登録証を申請する場合には登録証の記載内容を英語に書いた上、次の各号の区分による英文登録証を登録権利者に発給することができる。<新設 2016.11.8>
1. 著作権登録証を申請した場合:別紙第25号の2書式
 2. 著作隣接権登録証を申請した場合:別紙第27号の2書式
 3. データベース制作者権利登録証を申請した場合:別紙第28号の2書式
 4. 著作権権利変動登録証を申請した場合:別紙第30号の2書式
 5. 著作隣接権権利変動登録証を申請した場合:別紙第30号の2書式
 6. データベース制作者権利変動登録証を申請した場合:別紙第31号の2書式
- ④第3項により英文登録証を申請しようとする登録権利者は別紙第32号の2書式による申請書に次の各号の書類を添付して委員会に提出しなければならない。<新設>2016.11.8
1. 登録権利者であることを確認できる書類
 2. 第離任が申請する場合には代理人であることを証明する書類

3. 英文記載内容が正確に翻訳してあることを証明する次の各目のいずれか一つに該当する書類
- イ. 一般翻訳士が翻訳した場合には「公証人法」第1条の2第1号による公証人の公証を受けたことを証明する書類
 - ロ. 外国語翻訳行政士が翻訳した場合には「行政士法」第20条により発給した翻訳確認証明書

第9条(変更等登録申請書及び登録申請取下書) ①令第30条により登録事項の変更・更正・抹消または抹消回復登録(以下この条で“変更登録”という。)を申請しようとする者は、別紙第33号書式による申請書に次の各号の書類を添付して提出しなければならない。

- 1. 登録証
 - 2. 変更登録の事由を証明する書類(変更登録の申請内容に対し証明が必要な場合に限る。)
 - 3. 代理人であることを証明する書類(代理人が変更登録を申請する場合に限る。)
- ②登録が受理される前に登録申請を取り下げようとする者は、別紙第34号書式による登録申請取下書に次の各号の書類を添付して提出しなければならない。
- 1. 登録申請人本人であることを確認することができる書類
 - 2. 代理人であることを証明する書類(代理人が登録申請を取り下げる場合に限る。)
 - 3. 登録申請人名義の口座の写本

第10条(登録簿閲覧等) ①令第34条により登録簿を閲覧し、またはその写本の発給を受けようとする者は、別紙第35号書式による申請書を提出しなければならない。この場合、代理人が申請する場合には代理人であることを証明する書類を添付しなければならない。

②委員長は、第1項の申請により登録簿写本を発給する場合には登録簿写本の終わり部分またはその裏面に登録簿の写本であることを知らせる文項とその発給年月日を記載し、担当部署長の職印を押さなければならない。

第10条の2(電算情報処理システムによる登録事務処理等) ①令第35条により電算情報処理システムによって登録業務を処理する場合には、登録事項が記録された補助記憶装置を登録簿とみなす。

- ②登録申請の当事者または代理人は、電算情報処理システムを利用して登録申請することができる。
- ③電算情報処理システムにより登録事務を処理する場合には、電子文書その他の方法で添付書類に代えることができ、電子文書の場合には申請人・代理人の記名捺印または署名は電子サインで代えることができる。

第11条(認証機関指定申請書等) ①令第36条第3項による認証機関指定申請書は、別紙第36号書式による。

②令第36条第4項による認証機関指定書は、別紙第37号書式による。

第12条(認証申請書等) ①令第37条第1項により認証を受けようとする者は、次の各号の認証申請書に権利関係または利用関係を証明することができる書類を添付して提出しなければならない。

- 1. 権利認証申請書:別紙第38号書式
 - 2. 利用許諾認証申請書:別紙第38号の2書式
- ②令第37条第3項による認証書は、次の各号の書式による。
- 1. 権利認証書:別紙第39号書式
 - 2. 利用許諾認証書:別紙第39号の2書式

第13条(複製・伝送の中斷要請書) 令第40条第1項により複製・伝送中断要請をしようとする者は、別紙第40号書式の複製・伝送中断要請書に令第40条第1項各号のいずれか一つに該当する資料、本人であることを確認することができる資料及び代理人であることを証明する書類(代理人が要請する場合に限る。)を添付してオンラインサービス提供者に提出しなければならない。但し、令第40条第2項により陳述書を添付した場合には令第40条第1項各号のいずれか一つに該当する資料を添付しないこともできる。

第14条(複製・伝送の中斷通報書) 令第41条第1項による複製・伝送者に対する通報書は別紙第41号書式により、権利主張者に対する通報書は別紙第42号書式による。

第15条(複製・伝送の再開要請書) 令第42条第1項により複製・伝送の再開要請をしようとする者は、別紙第42条第1項各号書式による複製・伝送の再開要請書に令第42条各号の資料、本人であることを確認できる資料及び代理人であることを証明する書類(代理人が要請する場合に限る。)を添付して提出しなければならない。但し、令第42条第2項により陳述書を添付した場合には令第42条第1項各号のいずれか一つに該当する資料を添付しないこともできる。

第16条(複製・伝送の再開通報書) 令第43条第1項により複製・伝送の再開通報をする場合には、別紙第44号書式の複製・転送再開通報書に複製・転送再開要請書を添付して通報しなければならない。

第16条の2(情報の提供及び請求書等) ①令第44条の3による情報の提供請求書は別紙第44条の2書式による。②令第44条の4第2項による情報の提供命令書は別紙第44号の3書式により、令第44条の4第3項による情報の提供書は別紙代44号の4書式による。<本条新設 2011.12.2>

第17条(特殊な類型のオンラインサービス提供者に対する技術措置等の要請書) 令第45条により不法的な転送を遮断する技術措置等を要請しようとする者は、別紙第45号書式による要請書に令第45条各号の資料、本人であることを確認することができる資料及び代理人であることを証明する書類(代理人が要請する場合に限る。)を添付して提出しなければならない。

第18条(著作権信託管理業許可申請書等) ①法第105条第1項により著作権信託管理業の許可を受けようとする者は、別紙第46号書式の著作権信託管理業許可申請書に次の各号の書類を添付して提出しなければならない。

1. 著作権信託管理業業務規定
2. 申請人(法人または団体の代表者及び役員)の履歴書
3. 定款または規約
4. 財務諸表(法人の場合に限る。)

②第1項による申請書の提出を受けた担当公務員は、「電子政府法」第36条第1項による行政情報の共同利用を通じて法人登記事項証明書(法人の場合に限る。)を確認しなければならない。

③令第47条第2項による著作権信託管理業許可証は、別紙第47号書式による。

第19条(著作権代理仲介業申告書等) ①法第105条第1項により著作権代理仲介業の申告をしようとする者は、別紙第48号書式に著作権代理仲介業申告書に次の各号の書類を添付して提出しなければならない。

1. 著作権代理仲介業業務規定

2. 申告人(法人または団体の場合に限る。)
 3. 定款または規約(法人または団体の場合に限る。)
 4. 財務諸表(法人の場合に限る。)
- ②第1項による申告書の提出を受けた担当公務員は、「電子政府法」第36条第1項による行政情報の共同利用を通じて法人登記事項証明書(法人の場合に限る。)を確認しなければならない。
- ③令第48条第2項による著作権代理仲介業申告証は、別紙第49号書式による。
- ④令第48条第3項により著作権代理仲介業変更申告をしようとする者は、別紙第50号書式の著作権代理仲介業変更申告書に申告証及び変更事項を証明する書類を添付して提出しなければならない。

第20条(報告) ①令第52条第1項により著作権信託管理業者は次の各号による前年度の事業実績及び該当年度の事業計画を毎事業年度3月31日までに文化体育観光部長官に提出しなければならない。

1. 次の各目の事項を含んだ事業実績書
 - イ. 信託を受けた著作物等の内訳
 - ロ. 著作物等を利用に提供して発生した著作権料及び手数料の内訳
 2. 次の各目の事項を含んだ事業計画書
 - イ. 信託を受けた著作物等の活用計画
 - ロ. 予算案
- ②令第52条第2項により著作権代理仲介業者は次の各号の内容を含む前年度の事業実績を毎事業年度3月31日までに文化体育観光部長官に提出しなければならない。
1. 代理仲介する著作物等の種類及び数量
 2. 著作物等の代理仲介を通じて発生した著作権料及び手数料の内訳
- ③著作権委託管理業者は、令第52条第3項各号の事項を権利者探し情報システムを通じて文化体育観光部長官に報告することができる。<新設 2012.10.18>

第21条(納入告示書) 令第54条第1項による納入告示書は、別紙第51号書式による。

第22条(課徴金賦課・徴収台帳) 令第54条第5項により課徴金の賦課・徴収に関する事項は、別紙第52号書式の課徴金賦課・徴収台帳に記録する。

- 第23条(手数料)** ①法第132条により納付しなければならない手数料の金額は、別表の通りである。
- ②「国民基礎生活保障法」第7条第1項第1号による生計給与又は同じ項第3号による医療給与の受給者が法第53条及び第54条(法第90条及び第98条で準用する場合を含む。)により著作権等の登録を申請する場合には第1項に関わらずその手数料を免除する。
- ③ <削除>2012.4.5

第24条(回収確認証等) ①令第69条第2項による回収確認証は、別紙第53号書式による。

②令第69条第2項及び第3項により文化体育観光部長官が不法複製物等を回収・廃棄・削除した時には、別紙第54号書式による回収台帳、別紙第55号書式による廃棄台帳及び別紙第55号の2書式による削除台帳をそれぞれ作成して保管(電子的方法によるものを含む)しなければならない。

第 25 条(権限表示証票) 令第 70 条第 2 項による権限表示証票は、別紙第 56 号書式による。

第 26 条(削除・送信中断等の命令書等) ①令第 72 条の 2、第 72 条の 3 第 2 項及び第 72 条の 4 第 2 項による削除・送信中断等の命令書は、別紙第 57 号書式による。

②令第 72 条の 5 による措置結果通報書は、別紙第 57 号の 2 書式による。

第 27 条(帳簿の作成保管) 文化体育観光部長官は、令第 72 条の 2 から第 72 条の 4 までの規定により命令をしたときには、別紙第 58 号書式の削除・送信中断等の命令台帳にその内容を記録してこれを保管しなければならない。

第 28 条(著作財産権等の寄贈誓約書) 令第 75 条第 1 項により寄贈をしようとする者は、別紙第 59 号書式による寄贈誓約書に寄贈著作物等の複製物と自身が該当著作物等の著作財産権者であることを証明する書類を添付して提出しなければならない。

第 29 条(寄贈著作財産権等の管理台帳) 令第 75 条第 2 項による寄贈著作財産権等の管理台帳は、別紙第 60 号書式による。

第 30 条(管理団体の指定申請書等) 令第 76 条第 2 項による指定申請書は別紙第 61 号書式により、令第 76 条第 3 項による指定書は別紙第 62 号書式による。

第 31 条(規制の再検討) 文化体育観光部長官は第 3 条による公告の内容について 2016 年 1 月 1 日に基づき、2 年ごとに(毎 2 年になる年の 1 月 1 日前までをいう)その妥当性を検討して改善等の措置をしなければならない。

〈本条新設〉 2015.12.30

附 則[2011.12.2]

この規則は、「大韓民国と米合衆国間の自由貿易協定」が発効する日から施行する。

附 則[2012.4.5]

第 1 条(施行日) この規則は、公布した日から施行する。

第 2 条(手数料に関する適用例) 省略

第 3 条(手数料に関する経過措置) 省略

附 則[2015.12.30]

この規則は公布した日から施行する。

附 則[2016.11.8]

第1条(施行日) この規則は、公布した日から施行する。

第2条(手数料に関する適用例) 省略

第3条(手数料に関する経過措置) 省略